

宮崎公立大学学生規程

平成19年4月1日

規程第85号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、宮崎公立大学（以下「本学」という。）の学生が守るべき事項を定めるものとする。

(誓約書・同意書及び保証書)

第2条 合格の通知を受け、本学に入学しようとする者は、誓約書・同意書に署名し提出するとともに、本人及び保証人連署の保証書を提出しなければならない。

2 前項の保証人は、1親等の親族又はこれに準ずる者とする。

3 保証人は、保証する学生が本学に及ぼした損害を、連帯して賠償しなければならない。

4 第1項の保証人を変更しようとするときは保証書を、保証人の一身上に生じた事項を変更しようとするときは保証人事項変更届を提出しなければならない。

(身上調書)

第3条 学生は、身上調書に必要事項を記入の上、入学後、速やかに提出しなければならない。

2 前項の身上調書の記載事項を変更しようとするときは、身上調書変更届を速やかに届け出なければならない。

(学生証)

第4条 学生には、学生証を交付する。

2 学生は、学内においては、常に学生証を携帯しなければならない。

3 学生証を紛失又は汚損したときは、学生証再交付願により再交付を受けなければならない。

4 学生は、卒業、退学、除籍等により本学の学籍を離れたときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

(通学証明書)

第5条 公共輸送機関の通学定期乗車券を購入するための通学証明書の交付を希望する学生は、通学証明願を提出しなければならない。

(学生旅客運賃割引証)

第6条 旅行するための学生旅客運賃割引証の交付を希望する学生は、学生旅客運賃割引証交付願を提出しなければならない。

(健康診断)

第7条 学生は、本学の実施する健康診断を受けなければならない。

2 学生は、前項の健康診断の結果に基づき、本学が行う保健指導等の措置に従わなければならない。

(特別欠席)

第8条 親族の死亡に伴う葬儀への参加など特別の事由により、やむを得ず授業に出席できない学生は、特別欠席を願い出ることができるものとする。

2 特別欠席については、必要な事項を別に定めるものとする。

(休学及び復学)

第9条 宮崎公立大学学則（以下「学則」という。）第35条第1項の規定により休学し、又は第36条第1項の規定により休学期間を延長しようとする学生は、休学願に医師の診断書等その理由を証明する書類を添えて学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた学生が休学期間満了前に学則第36条第4項の規定により復学しようとするときは、復学願に医師の診断書等その理由を証明する書類を添えて学長の許可を受けなければならない。

3 学則第35条第2項の規定により休学を命ずるときは、学長は医師の診断書等の徴求等、必要な確認を行うよう努めなければならない。

(転学)

第10条 学則第37条の規定により他の大学への入学又は転入学を志願しようとする学生は、転学願により学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第11条 学則第38条の規定により留学しようとする学生は、留学願により学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第12条 学則第39条の規定により退学しようとする学生は、退学願により学長の許可を受けなければならない。

(休学等の許可等について)

第13条 学長は、第9条第1項、同条第2項、第10条、第11条及び前条の規定により許可をするとき又は学則第35条第2項の規定により休学を命ずるとき（第2項及び第3項において「許可等」という。）は、教授会の審議の報告を受けるものとする。

2 前項の規定に関わらず、学長において許可等を行うに当たり特に緊急を要するため教授会の審議の報告を受ける時間的余裕がないことが明らかであるときは、学長は、教授会の審議の報告を受けることなく許可等を行うことができる。

3 前項の規定により許可等をしたときは、学長は、次の教授会においてこれを報告するものとする。

(入学許可の取消し)

第14条 学長は、学生が不正な行為により入学の許可を受けたとき、学則その他大学の定める規定に違反したとき又は疾病その他の理由により修学を続ける見込みがなくなったときは、入学の許可を取り消すことができる。

(懲戒処分)

第15条 学長は、学則第45条の規定に抵触した学生に対して、懲戒その他の処分を行う。

2 前項の処分に関して必要な事項は、別に定める。

(課外活動団体の設立等)

第16条 学生は、体育、文化等の課外活動を通じて学生生活の向上を図るため、課外活動団体（以下「団体」という。）を設立することができる。

2 団体を設立しようとするときは、原則として本学の教員（常時勤務の者に限る。）の中から顧問を定め、代表者は、課外活動団体設立願により学長の許可を受けなければならない。

3 団体が学外の組織に加入しようとするときは、学外組織加入願により学長の許可を受けなければならない。

4 第2項の課外活動団体設立願及び前項の学外組織加入願の記載事項に変更があったときは、代表者は、速やかに課外活動団体事項変更届を提出しなければならない。

5 団体を継続しようとするときは、代表者は、毎年5月末日までに課外活動団体継続届を提出しなければならない。

6 前項に規定する届出がない団体は、解散したものとみなす。

7 団体を解散しようとするときは、代表者は、課外活動団体解散届を提出しなければならない。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。